

## 特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本法人は特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会と称する。

#### (事務所)

第2条 本法人は、事務所を滋賀県大津市京町四丁目3番28号に置く。

#### (目的)

第3条 本法人は、原因や治療法のわからない病気、いわゆる難病によって、様々な困難に直面している患者やその家族に対して具体的援助をはかり、また原因の早期究明と治療法の早期確立及び社会的援助のための研究を推進し、さらに難病問題の社会的啓発と対策の前進をはかり、もって医療と福祉の発展に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類およびその事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行い、次に掲げる事業を行う。

- (1) 難病患者・家族及び加盟団体の育成と相互協力の援助
- (2) 難病相談室の設置及び各種相談への対応
- (3) 難病患者・家族に対する具体的援助
- (4) 難病に関する調査研究と社会的啓発の推進
- (5) 指定障害福祉サービス事業所の設置運営
- (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

#### (会員の種類)

第5条 本法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため、入会した個人及び団体

#### (入会及び会費)

第6条 本法人の正会員並びに賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、会費を払い込むことによって会員となることができる。

2 会費の額は、総会で定めるものとする。

(退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を得て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡、または会員である団体が解散したとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本法人の定款または規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第9条 本法人は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(役員の種類及び定数)

第10条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上
  - (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 理事会上には、理事会の議決を経て、常務理事を1人置くことができる。

(選任等)

第11条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事会の議決に基づき、本法人の常務を処理する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合はこれを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかるわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 理事9人もしくは監事2人に欠員が生じたときは遅滞なく補充しなければならない。
  - 4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、第1項の規定にかかるわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 5 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第14条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会に出席した正会員の三分の二以上の議決により、当該役員を解任することができる。この場合その役員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為が認められるとき

(報酬等)

- 第15条 役員の報酬については、総会で定めるものとする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

- 第16条 本法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者または本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
  - 3 顧問は本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。
  - 4 第13条第1項の規定は、顧問について準用する。

第4章 総会

(種別)

第17条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、本法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 会費の額
- (4) 役員の選任、報酬、職務、解任
- (5) 定款の変更
- (6) 合併
- (7) 解散
- (8) 解散したときの残余財産の処分
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
  - (3) 第12条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき

(招集)

- 第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、理事長はすみやかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求の時から1ヶ月以内に会議を招集しないときは、請求した者が会議を招集することができる。
- 3 総会を招集するときは、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の7日前までに発信して行わなければならない。

(議長)

- 第22条 総会の議長は、出席した正会員のうちから理事長が総会に諮り選出する。ただし、第20条第2項第3号による招集があったときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

- 第23条 総会は正会員総数のうち、5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第24条 総会の議事は、この定款に定めるものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会において、第21条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要し、特別な事情によりあらかじめ通知することができない場合、出席正会員の3分の2以上の同意を得ればこの限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

- 第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第14条、第23条、第24条第1項、第44条、第45条及び第46条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第26条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうち

から選任された議事録署名人 2名が署名捺印し、これを保存しなければならない。

## 第 5 章 理事会

### (構成)

第 27 条 理事会は理事をもって構成する。

### (権能)

第 28 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画案及び活動予算案の作成
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他、運営に関する事項

### (開催)

第 29 条 理事会は、次の各号の一に該当するときを開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 常務理事または理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 12 条第 5 項第 5 号による監事の請求があったとき

### (招集)

第 30 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があった時は、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面でもって、少なくとも 5 日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事総数の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

### (議長)

第 31 条 理事会の議長は、常務理事もしくは常務理事が指名したものがこれにあたる。

### (定足数)

第 32 条 理事会は、理事 7 人以上の出席がなければ議決することができない。

(議決)

- 第33条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 2 理事会において、第30条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を使用することができない。

(委任等)

- 第34条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて他の理事に表決を委任することが出来る。
- 2 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第32条、第33条第1項の規定の適用については出席したものと見なす。

(議事録)

- 第35条 議長は、理事会の経過及び結果について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名が署名捺印し、これを保存しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第36条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 事業に伴う収益
  - (5) 資産から生じる収益
  - (6) その他の収益

(資産の管理)

- 第37条 本法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

- 第38条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第40条 本法人の事業計画案及びこれに伴う活動予算案は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定により理事会の議決を経た事業計画案及び活動予算案は、総会で議決を得なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動決算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後、速やかに、作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(剩余金の処分)

第43条 本法人の決算において、剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第45条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 本法人が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げるもののうち総会において出席した正会員の過半数をもって決した、本法人と目的を同じくする団体に寄付するものとする。

(合併)

第47条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

第48条 本法人の公告は、本法人事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動推進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト（NPO法人の貸借対照表の公告）に掲載して行う。

## 第9章 雜則

### (委員会)

第49条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査、研究し、または事業を遂行する。

### (事務局)

第50条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

### (細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大島 晃司
副理事長	中西 正弘
同	森 幸子
常務理事	葛城 貞三
理 事	安達 喜代
同	葛城 勝代
同	川崎 紗子
同	浅野 和三
同	奥村 ひさ子
同	岸見 明子
同	嶋本 洋
同	鈴木 恵美子
同	寺田 す江乃
同	中村 建

同	西村 萬
同	西脇 淳司
同	平石 綾子
同	前田 周男
同	松田 公代
同	柳井 晃
監 事	土川 善兵衛
同	林 清子

3 本法人の設立当初の役員任期は、第13条の規定にかかわらず、成立の日から2003年6月30日までとする。

4 本法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 本会の設立当初の会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
年会費 300円

7 この定款は、平成19年5月19日より施行する。

#### 附則

変更後の定款は、所轄庁の認証の日（平成28年9月5日）から施行する。

#### 附則

変更後の定款は、平成30年10月1日から施行する。

